

Pick UP

やない暮らし応援買物券

やない子ども応援買物券

を実施します

7月中旬
開始予定

新型コロナウイルス感染症の影響により冷え込んだ地域経済の活性化を図るため、「やない暮らし応援買物券」「やない子ども応援買物券」事業を実施します。ただいま準備中ですので、詳しくは広報やない令和4年6月9日号でお知らせします。

○「やない暮らし応援買物券」「やない子ども応援買物券」取扱店を募集します

参加を希望する事業者は市ホームページで募集要領を確認の上、申込書類を提出してください。

※両買物券のうち、どちらか一方のみを取扱うことはできません。

▼対象 市内に事業所または店舗があり、新型コロナウイルス感染症対策を実施している事業者

▼申込書 市ホームページに掲載、商工観光課、こどもサポート課、各出張所・連絡所窓口 備付

▼申込期限 6月10日(金)

▼申込方法 郵送または電子申請

●申込・問い合わせ

▼やない暮らし応援買物券 商工観光課 ☎② 2111 内線 361,363,364

▼やない子ども応援買物券 こどもサポート課 ☎② 2111 内線 187,188



柳井市をきれいにしよう

6月5日(日)は「柳井市をきれいにする実践活動の日」
&「日本列島グリーン大作戦」

●問い合わせ 市民生活課 ☎② 2111 内線 165

作業のできる服装で参加してください。

○日時 6月5日(日) 8:00～

○対象 市民、市民団体および行政関係者

○内容 道路等のごみや空き缶等の収集、清掃活動

○主催 市、市快適環境づくり推進協議会、「小さな親切」運動柳井支部

■柳井駅周辺の活動 /雨天中止(小雨決行)

○集合場所 柳井駅南中央広場(かりよん広場)

○実施場所 柳井駅北・南周辺

■大島地区の活動 /雨天中止(小雨決行)

○集合場所 ふれあいタウン大島駐車場、神代学習等供用会館、旧遠崎小学校

○実施場所 神代、大島、遠崎の地区一円



■皆さんの地域の活動

当日は各地域でも清掃活動にご協力ください。

▼開催時間や場所は個人や家族、グループ等で自由に決めてください。

▼グリーン大作戦への参加登録もできます。

■グリーン大作戦説明会

参加団体へのごみ袋の配布や当日の活動内容等について説明します。

○日時 5月18日(水) 14:00～

○場所 市文化福祉会館2階大会議室

市職員採用試験

●申込・問い合わせ 総務課 ☎2111 内線 431

○職種・採用予定人員

上級行政職／10人程度
上級土木技術職／3人程度
上級建築職／2人程度
上級保健師／2人程度



○受験資格

▼行政職・土木技術職・建築職

次のいずれかに該当する人

- ①平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人
- ②平成13年4月2日以降に生まれた大学卒業生（令和5年3月末までの卒業見込者含む）

▼保健師

平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、保健師の免許を有する人または令和5年3月31日までに当該免許を取得する見込みの人もしくは第109回保健師国家試験（令和5年2月実施予定）に合格し、当該免許を取得する見込みの人

○試験日時(予定)

▼第1次試験 7月10日(日) 10:00～16:00

教養試験・専門試験・適性検査

▼第2次試験 8月下旬

○試験会場 市役所

○採用 令和5年4月1日以降

○申込手続 次のどちらかの方法で手続きをしてください。

▼電子申請 電子申請による申し込みの後、受験申込書(受験票)を郵送してください。

▼郵送 受験申込書(履歴書・受験票)を郵送してください。

※受験申込書は市ホームページから印刷できます。

○受付期限

▼電子申請による申込 6月2日(木) 17:00

▼受験申込書の郵送 6月9日(木) ※当日消印有効

○その他 災害や新型コロナウイルス感染症拡大状況により、やむを得ず試験方法の変更または試験を中止する場合があります。その場合は市ホームページでお知らせします。

市県民税・国民健康保険税

納税通知書を送付します

●問い合わせ 税務課 ☎2111 内線 133,134

市県民税

■発送日

6月1日(水)

※市県民税を給与天引で納付している人（特別徴収の人）には事業所を通じて市県民税特別徴収決定通知書を送付しています。

令和4年度(令和3年分所得)

所得証明書・所得課税証明書を発行します

○発行開始 6月1日(水) ※特別徴収の人も同様です。

○場 所 税務課、各出張所・連絡所、コンビニ

○必要書類 本人確認ができるもの(コンビニ交付にはマイナンバーカードが必要)

国民健康保険税

■発送日

6月10日(金)

①賦課限度額が一部変更されます。

医療保険分：65万円(令和3年度 63万円)

後期高齢者医療支援制度支援金分：20万円(令和3年度 19万円)

②未就学児の均等割を5割軽減します。

▼申請は不要です。

▼均等割の軽減が適用されている場合は軽減後の均等割額の5割を減額します。

未就学児1人当たりの軽減後均等割額(年額)▶

※()内は軽減前の額

令和4年度から

①賦課限度額が一部変更されます

②未就学児の均等割を5割軽減します

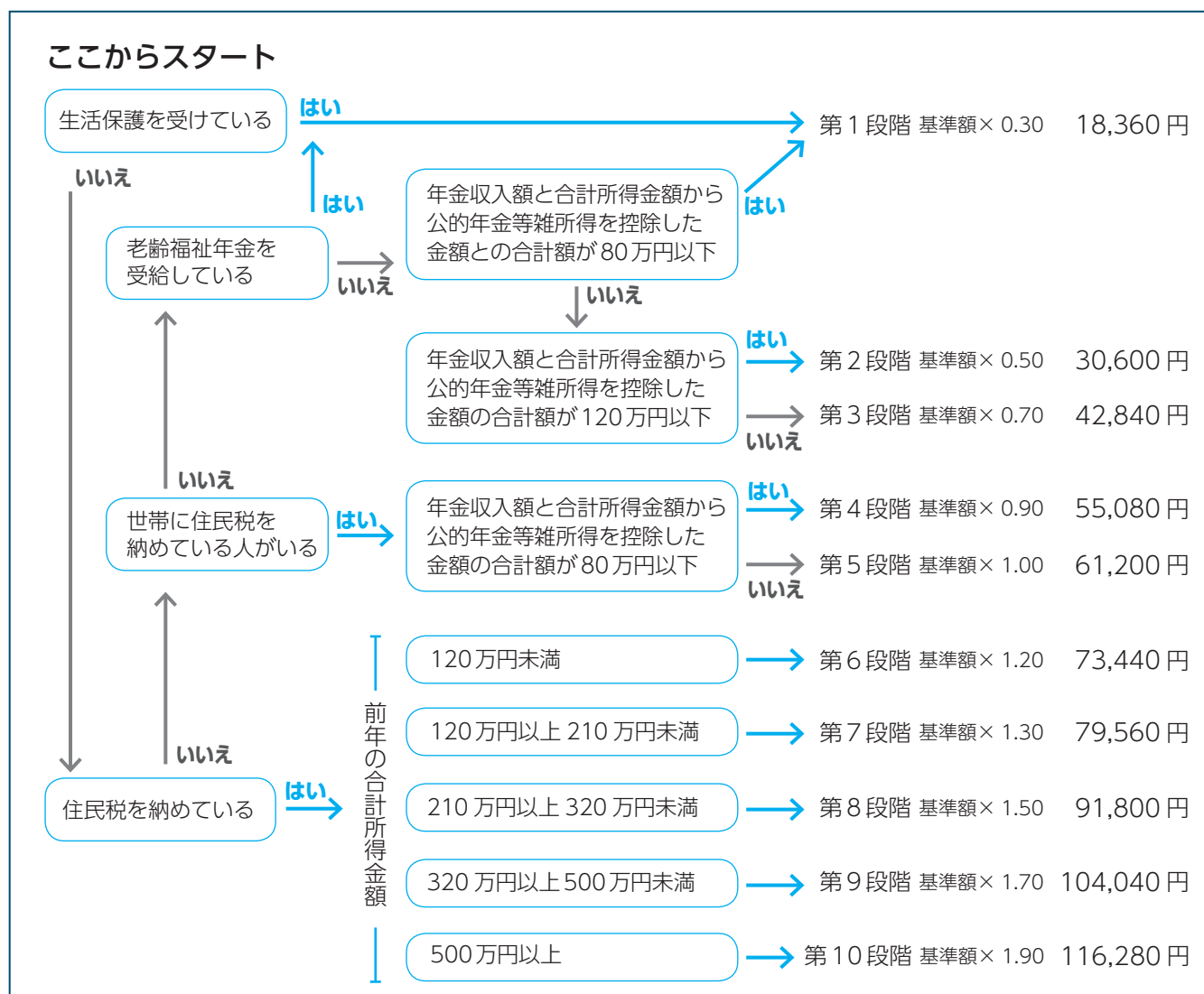
均等割軽減区分	医療保険分	後期高齢者医療支援制度支援金分
軽減非該当世帯	12,900円(25,800円)	4,350円(8,700円)
2割軽減世帯	10,320円(20,640円)	3,480円(6,960円)
5割軽減世帯	6,450円(12,900円)	2,175円(4,350円)
7割軽減世帯	3,870円(7,740円)	1,305円(2,610円)

介護保険は介護を予防し、また介護が必要になったときには費用の一部を支払ってサービスを利用できるように、社会全体で連帯して支えあう制度です。40歳以上の全ての人が介護保険の被保険者となります。64歳までの人の介護保険料は加入する医療保険の保険料に含まれていますが、65歳以上の人は医療保険料とは別に納めることになります。

●問い合わせ 高齢者支援課 ☎2111 内線 155～157

65歳以上の人の令和4年度の保険料の基準額は**61,200円**です。
第1段階から第3段階の保険料を継続して軽減しています。

介護保険料の所得段階区分および年間保険料額（65歳以上）



※年金収入額

課税対象となる公的年金の収入額で、障害年金・遺族年金等の非課税年金の収入額は含みません。

※合計所得金額

収入金額から必要経費（給与所得控除、公的年金控除など）を控除した金額を合算したものです。土地建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は特別控除額を控除します。令和4年度の市民税情報に基づいて決定する介護保険料は以下のとおり計算します。

●第1～5段階

合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額（給与所得と課税対象となる公的年金に係る所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額）から10万円を控除します。控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とします。

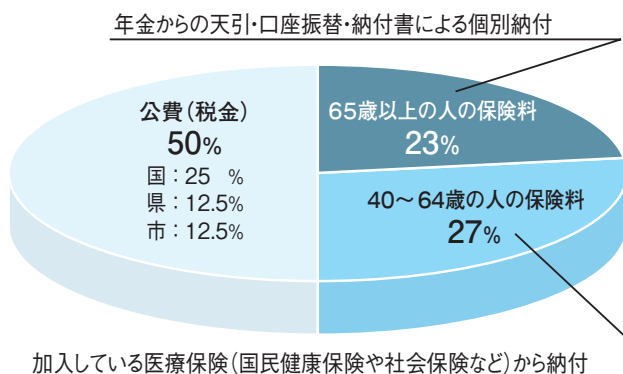
●第6～10段階

合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除します。控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とします。

65歳以上の人の保険料はこうして決定

介護保険給付費用・地域支援事業費用の23%を65歳以上の人が負担することになっています。今期の保険料は、これらの費用がまかなえるよう、負担割合等をもとに算出した「基準額」を基礎としています。

個人の年間保険料額はこの「基準額」をもとに、4ページのとおり所得段階に応じて決まります。どの所得段階区分に該当するかは各年度ごとに決定します。



保険料の納め方は

○特別徴収

- ▼介護保険料は原則、年金から天引きします（特別徴収）。年金の年額が18万円以上ある人は、年6回の年金支給時に、保険料があらかじめ差し引かれます。
- ▼4・6・8月の徴収額は仮徴収期間として、原則、前年度2月の天引額と同額です。6月に年間保険料額が決定した後、8月以降の徴収月ごとの徴収額が極力均等になるように8月の仮徴収額を調整します。
- ▼10月以降は本徴収期間となり、決定した年間保険料額から仮徴収額を差し引いた金額が、10・12・2月の本徴収額となります。

○普通徴収

- ▼年金の年額が18万円未満の人など特別徴収による納付ができない人は、納付書や口座振替で個別に納めることとなります。
- ▼原則として、6月から翌年3月までの各月の月末が納期となります。
- ▼納期限を過ぎた納付書はコンビニエンスストアやスマートフォンアプリ「PayB」「PayPay」「LINEPay 請求書支払い」では使用できません。

※普通徴収の対象となるのは

- ▼年金の年額が18万円未満の人
- ▼老齢福祉年金を受給している人
- ▼65歳になったばかりの人
- ▼年金が一時給付停止状態の人など

保険料額の通知は6月中旬に

年間の保険料額や納付方法などが記載されていますので、内容をご確認ください。

普通徴収の人は口座振替がおすすめ

納め忘れがない口座振替が便利です。市の指定金融機関・収納代理金融機関で利用できます。

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、納付方法を特別徴収から口座振替に変更することができますが、介護保険料は特別徴収が原則となっているため、特別徴収の人が口座振替に変更することはできません。

苦情・相談などは

市の窓口のほか、次のところでも受け付けています。

山口県国民健康保険団体連合会介護保険課

☎ 083-995-1010

保険料の納め忘れはありませんか

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

■保険料を1年以上滞納すると

サービス利用時に利用者が利用料の全額をいったん負担し、申請により後で介護給付費が支払われることとなります。

■1年6カ月以上滞納すると

利用者が利用料の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなったり、滞納していた保険料と相殺されることがあります。

■2年以上滞納すると

利用者負担が3割(4割の場合も)に引き上げられるなどの措置がとられます。

※災害等で財産について著しい損害を受けるなど特別な事情により納めることが困難なときは、徴収猶予や減免を受けることができる場合があります。高齢者支援課に相談してください。

浄化槽の設置費を補助します

補助を受けるためには申し込みが必要です。

●申込・問い合わせ 下水道課

☎ 2111 内線 293

○対象地域

ア：下水道事業計画区域・農業集落排水事業区域を除く市内全域

※対象外区域でも地理的要件等で補助できる場合があります。

イ：令和3年度の下水道事業計画見直しにより、下水道から浄化槽による整備へ変更した区域

○補助対象浄化槽

▼申請者自身の居住用住宅に設置する10人槽以下のもの（小規模店舗などの併用住宅の場合は住宅部分の面積が2分の1以上）

※その他にも要件があります。

○補助限度額 対象地域イについては、令和12年度まで限度額を上乗せして補助します。

浄化槽人槽	対象地域ア	対象地域イ (上乗せ後の額)
5人槽	332,000円	664,000円
7人槽	414,000円	828,000円
10人槽	548,000円	1,096,000円

○補助金交付までの流れ

- ①設置工事着工前に補助金の交付申請をし、交付決定を受ける。
- ②令和4年度中に設置工事の実績報告をし、完了検査を受ける。
- ③完了検査後に補助金を交付。

○申込期限 令和5年1月31日(火)



5月は消費者月間です

昭和43年5月に消費者の権利を守る大切な法律が施行されたことから、昭和63年から毎年5月は「消費者月間」とされました。

今年の4月1日には成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたので、**20歳未満の新成人**が詐欺や悪質商法のターゲットにされるのではないかと心配があります。

ここ最近、ネット上で「本人確認のために、身分証と一緒に写った、あなたの顔写真を送って」と誘われることが多いとか。相手が詐欺グループなどの場合、犯罪用の銀行口座を作るために悪用されることも！送信する前に相手をよく確認してくださいね。

「身分証の写真を送って」は



●相談先・問い合わせ

柳井地区広域消費生活センター

☎ 22125/FAX 237474